

【令和4年11月補正予算分】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の概要

1 臨時交付金の概要

(1) 臨時交付金の交付状況

配分	国の予算			島田市への配分額
	区分	予算額	算定根拠等	
1次配分	R2第1次補正	7,000億円(1兆円の内)	地方単独事業	282,749千円
2次配分	R2第2次補正	1兆9,500億円(2兆円の内)	地方単独事業	851,144千円
3次配分	R2第3次補正	1兆円(1.5兆円の内)	地方単独事業	412,335千円
	R2第1次補正	3,000億円(1兆円の内)	国庫補助事業等の地方負担額(R2.4~12)	32,484千円
4次配分	R2第3次補正	3,000億円(1.5兆円の内)	国庫補助事業等の地方負担額(R3.1~3)	1,531千円
5次配分	R2第3次補正	1,000億円(1.5兆円の内)	事業者支援分	78,360千円
6次配分	R3第1次補正	3,000億円(6.8兆円の内)	国庫補助事業等の地方負担額(R3.4~12)	30,099千円
7次配分	R3第1次補正	1兆円(6.8兆円の内)	地方単独事業	396,431千円
8次配分	R3第1次補正	2,000億円(6.8兆円の内)	地方単独事業	88,509千円
	R4予備費	6,000億円(1.2兆円の内)	原油価格・物価高騰対応分	265,529千円
9次配分	R3第1次補正	3,000億円(6.8兆円の内)	国庫補助事業等の地方負担額(R4.1~3)	23千円
10次配分	R4予備費	6,000億円(1.2兆円の内)	重点交付金	229,511千円
計		7兆500億円(12.5兆円の内)		2,668,705千円

(2) 臨時交付金の対象事業及び交付条件等

ア 対象事業

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、より重点的・効果的に活用されるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」(以下、重点交付金という。)が創設されました。

対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が生活者や事業者に直接的に及ぶ事業です。

イ 重点交付金対象事業の条件

(ア)の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」に沿った事業であり、さらに(イ)の推奨事業メニューに対応する事業です。

(ア) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）

- ④-I 原油価格高騰対策
- ④-II エネルギー・原材料・食料等安定供給対策
- ④-III 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等
- ④-IV コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

(イ) 推奨事業メニュー

＜生活者支援＞

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

＜事業者支援＞

- ⑤ 医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
- ⑦ 中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援
- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援

※推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する事業（⑨）も、その理由を明らかにした場合は交付対象となります。

※各事業がコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」及び推奨事業メニューのどれに該当するか、3ページの表に示しています。

2 臨時交付金に関する予算調整について

10次配分の臨時交付金の活用については、「3 補正提案事業及び事業費、国臨時交付金の配分一覧」の事業に128,018千円を配分するとともに、令和4年度に実施している重点交付金の条件に合致する事業の一般財源に対し充当していきます。

◆島田市の国交付金の配分額及び予算計上の状況（国交付金ベース）等

①臨時交付金配分額（1～10次配分）	2,668,705千円	
②交付金既予算計上額（1～9次配分）	2,439,194千円	（決算充当分を含む）
③予算未計上額（①－②）	229,511千円	
④補正予算計上額	128,018千円	
⑤差引交付金残額（③－④）	101,493千円	

※残額は、令和4年度に実施している重点交付金の条件に合致する事業の一般財源に充当していきます。

◆推奨事業メニュー別充当額

③ 消費下支え等を通じた生活者支援	68,018千円
⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援	40,000千円
⑨ 推奨事業メニューよりも更に効果があるとする支援	20,000千円
合 計	128,018千円

3 補正提案事業及び事業費、国臨時交付金の配分一覧

(単位：千円)

No.	事業名	事業費	臨時交付金	一般財源等	総合緊急対策	推奨事業
1	戸籍住民基本台帳事務費	630	400	230	④－Ⅳ	③
2	自治体マイナポイント事業	87,300	67,618	19,682	④－Ⅳ	③
3	エネルギー価格高騰対策指定管理者支援金 老人デイサービスセンター管理運営経費 養護老人ホームぎんもくせい管理運営経費 介護予防拠点施設管理運営経費 こども館管理運営経費 地域交流センター管理運営経費 しまだ音楽広場管理運営経費 田代の郷温泉管理運営経費 川根温泉管理運営経費 川根温泉ホテル管理運営経費 ばらの丘公園管理運営経費 文化施設管理運営経費 楽習センター管理運営経費 野外活動センター管理運営経費 山村都市交流センター管理運営経費 総合スポーツセンター等管理運営経費 横井運動場公園・大井川緑地等管理運営経費	25,072	20,000	5,072	④－Ⅳ	⑨
4	肥料価格高騰対策事業	30,000	40,000	△10,000	④－Ⅱ	⑥
合 計		143,002	128,018	14,984	－	－

※金額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る今回の補正予算額を記載しています。

対象事業資料

目次

ページ

戸籍住民基本台帳事務費（コンビニ交付手数料減額事業）	4
自治体マイナポイント事業	5
エネルギー価格高騰対策指定管理者支援金	6
肥料価格高騰対策事業	8

戸籍住民基本台帳事務費（コンビニ交付手数料減額事業）について

1 事業概要

原油価格・物価高騰の影響に直面する市民に向け、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで発行できる各種証明書の手数料を1通あたり100円減額することにより、負担軽減を図る。

窓口で発行する場合の手数料よりも安価に設定し、来庁者の数を減らすことで、併せて窓口における感染防止対策を図る。

2 減額される証明書

マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで発行できる以下の証明書

- (1) 住民票の写し（全員のもの・個人のもの）
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 戸籍（全部事項・個人事項）証明書
- (4) 戸籍の附票の写し

3 減額する手数料

各証明書1通あたり100円

4 開始時期

令和5年1月から

5 補正予算額

事業費	630 千円
交付金充当額	400 千円
一般財源	230 千円

自治体マイナポイント事業について

1 事業概要

原油価格・物価高騰の影響に直面する市民に向け、国の「自治体マイナポイント事業」を活用し、島田市独自（上乘せ）のマイナポイントを付与することにより、市民の支援、負担軽減を図る。

現在国が実施している第2弾のマイナポイント付与事業(令和4年6月30日～令和5年2月末日まで)とリンクさせることで、マイナンバーカードの取得促進、交付率アップにもつなげる。

9月補正予算で計上しているが、その後のマイナポイントの申請率が見込を上回り事業費の不足が予測されるため増額補正を行う。

2 事業対象

島田市民で、令和4年12月末までにマイナンバーカードの取得申請をしかつ令和5年2月末までに自治体マイナポイントの申請をした者。

3 付与ポイント

1人あたり10,000円分のポイント

4 実施期間

令和4年12月1日から令和5年2月末まで

5 補正予算額

事業費	87,300千円
交付金充当額	67,618千円
一般財源	19,682千円

エネルギー価格高騰対策指定管理者支援金について

1 事業概要

エネルギー価格高騰の影響を受ける公の施設の指定管理者に対して、施設運営に支障が生じることのないよう、光熱費に対する財政的支援を行う。

2 事業対象

公の施設の指定管理者

3 補助金額、対象経費及び対象施設

(1) 補助金額 対象経費の2分の1の額

(2) 対象経費 指定管理者制度導入施設における令和4年度の光熱費（電気、ガス、灯油、ガソリン、軽油、A重油）の前年度と比較した単価上昇分

※R4上半期使用量×(R4上半期平均単価－R3上半期平均単価)×2

(3) 対象施設

施設名	所管課	補助金額
老人デイサービスセンター	長寿介護課	517 千円
養護老人ホームぎんもくせい	長寿介護課	1,225 千円
川根介護予防拠点施設	長寿介護課	77 千円
こども館	子育て応援課	504 千円
地域交流センター	商工課	380 千円
しまだ音楽広場	商工課	120 千円
田代の郷温泉	観光課	5,625 千円
田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場	スポーツ振興課	
川根温泉	観光課	3,959 千円
川根温泉ホテル	観光課	2,949 千円
ばらの丘公園	建設課	145 千円
市民総合施設プラザおおるり	文化振興課	2,061 千円
金谷生きがいセンター	文化振興課	1,093 千円
川根文化センターチャリム 21	文化振興課	473 千円
しまだ楽習センター	社会教育課	219 千円
野外活動センター山の家	社会教育課	723 千円
山村都市交流センターささま	社会教育課	77 千円
総合スポーツセンター外 3 施設	スポーツ振興課	4,590 千円
横井運動場公園・大井川緑地外 4 施設	スポーツ振興課	335 千円
	合 計	25,072 千円

4 実施期間

令和5年1月から令和5年3月まで

5 補正予算額

事業費	25,072 千円
交付金充当額	20,000 千円
一般財源	5,072 千円

肥料価格高騰対策事業について

1 事業概要

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援する。

2 事業対象

市内に住所を有する農業者で組織する団体等で、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者に対し、令和4年11月から令和5年5月の間に購入する肥料費のうち、前年から増加した肥料費について、その15%を支援する。

(1) 対象事業者

- ・市内に住所を有する農業者で組織する団体等

(2) 対象要件

- ・国が実施する肥料価格高騰対策事業の補助対象となっていること。
- ・国の肥料価格高騰対策事業で定める化学肥料低減計画書において、取組メニューのうち2つ以上の取組みを行うこと。

(3) 対象経費

- ・令和4年11月から令和5年5月までに購入又は購入することが確実な令和5年の春用として使用する肥料費（以下、「当年の肥料費」）

(4) 補助率

- ・対象経費を基に国が示す計算式により算出した前年から増加した肥料費の15%
- ・国が示す計算式

$$\text{対象経費} = \text{当年の肥料費} - \left(\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率} \right)$$

$$\left(\begin{array}{c} \text{統計データを} \\ \text{基に国が決定} \end{array} \right) \left(0.9 \right)$$

3 実施期間

令和5年2月から令和5年3月中旬まで

4 補正予算額

事業費 30,000 千円

交付金充当額 40,000 千円

（9月補正の同事業（秋肥分）に対する財源組替えを含む）

一般財源 △10,000 千円